

EEP 電材グレード

神港有機化学工業株式会社

発行日:2016年05月25日

改訂日:2020年09月15日

バージョン:2.0

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名 : EEP 電材グレード

製品コード : SA2W37000

供給者の詳細情報

供給者の会社名称 : 神港有機化学工業株式会社

住所 : 兵庫県神戸市東灘区住吉浜町18番地の26

担当部門 : 営業部 (電話番号:06-6264-0491 FAX:06-6264-8229)

緊急連絡先情報 : 本社工場(TEL:078-811-1931)

2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類、ラベル要素

GHS分類

物理的危険性 引火性液体 : 区分3

健康有害性 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分2B

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分3(麻酔作用)

環境有害性 水生環境有害性(急性) : 区分3

(注) 記載なきGHS分類区分: 該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

絵表示(GHS

JP)



注意喚起語(GHS JP) : 警告

危険有害性情報(GHS JP) : 引火性液体及び蒸気
眼刺激
眠気又はめまいのおそれ
水生生物に有害

注意書き

[安全対策] : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること/アースをとること。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
取扱い後は手などをよく洗うこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。

- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
指定された個人用保護具を使用すること。
- [救急措置] :
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。気分が悪いときは医師に連絡すること。
 - 眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。
 - 火災の場合：指定された消火剤を使用する。
 - ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。
 - 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
 - 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 - 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- [保管] :
- 製品は通常の条件下での取扱いおよび保管において安定である。
 - 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
 - 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
 - 施錠して保管すること。
 - 日光から遮断すること。
- [廃棄] :
- 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質

成分名	含有量	化審法番号	CAS 番号
3-エトキシプロパン酸エチル	>=99.9%	(2)-1350, (2)-1379	763-69-9

安衛法番号

3-エトキシプロパン酸エチル : 2-(6)-147

注記：これらの値は、製品規格値ではありません。

4. 応急処置法

- 応急措置 一般 :
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。
 - 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
- 吸入した場合 :
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。
 - 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合 :
- 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
 - 皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
 - 多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
 - 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
- 眼に入った場合 :
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - 眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。
 - まぶたをよく開かせて、直ちに多量の水でしっかりすすぐ。
- 飲み込んだ場合 :
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。
 - 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 - 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。

5. 消防対策

- 消火剤
適切な消火剤 : 乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、砂
- 火災危険性 : 火は刺激性、腐食性、毒性ガスを出すことがあります。
消火水や希釈水が汚染を引き起こすおそれがある。
- 消火を行う者への勧告
特有の消火方法 : 適当な距離から注意して消火すること。
区域より退避させること。
安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業従事者は適切な保護具を着用する。

6. 漏出時対策

- 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置 : 区域より退避させること。
適切な保護衣を着用していないときは破損した容器や漏洩物に触れてはいけない。
回収が終わるまで十分な換気を行う。
- 一般的措置 : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 環境に対する注意事項 : 地表水や排水溝に流入しないようにする。
中和せずに排水溝や水路に捨てない。
- 封じ込め及び浄化方法及び機材 : 多量に流出した場合、盛土で囲ってのち処理する。
乾燥した土、砂、不燃材料に吸収もしくは覆って容器に移す。
清浄な帯電防止工具を用いて吸収したものを集める。
- 二次災害の防止策 : 安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。
全ての発火源を取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）
排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
着火源を取除くとともに換気を行う。

7. 取扱い及び保管法

- 取扱い
- 技術的対策 : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
容器を接地すること／アースをとること。
皮膚に触れないようにする。眼に入らないようにする。
- 注意事項 : 局所排気または一般的な部屋の換気を行い、蒸気の濃度を最小限に抑える。
- 安全取扱注意事項 : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
火花を発生させない工具を使用すること。
指定された個人用保護具を使用すること。
容器を接地すること／アースをとること。
使用前に取扱い説明書を入手すること。
- 保管

安全な保管条件	: 容器を密閉しておくこと。 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。 施錠して保管すること。 製品は通常の条件下での取扱いおよび保管において安定である。
避けるべき保管条件	: 日光から遮断すること。 他の物質から離して保管すること。 熱源から離れたところに保管すること。 長期間の保管を避ける。

8. 暴露抑制／個人保護

管理指標	: データなし
ばく露防止及び保護措置	
設備対策	: 適切な換気装置を使用する。 取扱いにおいては、局所排気装置を使用する。 作業場所に、緊急時のシャワーおよび洗眼の設備を設ける。
呼吸用保護具	: 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。
手の保護具	: 保護手袋を着用する。
眼の保護具	: 眼／顔面用保護具を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 適切な保護衣を着用する。
衛生対策	: 取扱い後は手などをよく洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

9. 物理的及び化学的性質

形状	: 液体
色	: 無色
臭い	: 微臭
pH	: 知見なし
沸点	: 169.7 ° C (文献値)
融点/凝固点	: -100 ° C (文献値)
分解温度	: 知見なし
引火点	: 59 ° C (密閉式)
自然発火温度	: 377 ° C
爆発特性	: 知見なし
爆発範囲 (上限、下限) (g/m ³)	: 知見なし
爆発限界 (vol %)	: ≥ 1.05 vol % (最大値データなし)
蒸気圧	: 0.7 mm Hg (文献値)
相対蒸気密度 (20 ° C)	: 5
比重(密度)	: 0.951 (20°C/20°C文献値)
粘性	: 1.3 (20°C)
溶解度	
水への溶解度	: 5.2 % (20°C文献値)

溶媒への溶解度	: 酢酸エステル、ケトン類に溶ける
Log Pow	: 1.35

10. 安定性及び反応性

反応性	: 引火性液体及び蒸気
化学的安定性	: 製品は通常の条件下での取扱いおよび保管において安定である。
危険有害反応可能性	: 該当データなし。
避けるべき条件	: 日光、熱、裸火、高温、スパーク、静電気、その他発生源
混触危険物質	: 酸、塩基、酸化性物質、還元剤
危険有害な分解生成物	: 炭素酸化物(CO、CO2)

11. 有害性情報

急性毒性（経口）

(3-エトキシプロパン酸エチル)

ラットのLD50値は5000 mg/kg (PATTY (5th, 2001))に基づき区分外とした。

LD50 経口 ラット : 5 g/kg

LD50 経口 : 5000 mg/kg

急性毒性（経皮）

(3-エトキシプロパン酸エチル)

ウサギのLD50値は >9500 mg/kg (HPVIS (2010)、List2 相当)に基づき区分外とした。

急性毒性（吸入:気体）

(3-エトキシプロパン酸エチル)

GHSの定義における液体である。

急性毒性（吸入:蒸気）

(3-エトキシプロパン酸エチル)

ラットを飽和蒸気圧濃度 (11.80 mg/L) に8時間ばく露して死亡なし (LC50値 >11.80 mg/L/8hr = 16.68 mg/L/4hr) (PATTY (5th, 2001))、およびラットのLC50値は>998 ppmV/6hr = 1222 ppm/4hr (IUCLID (2000))との報告があるが、いずれも区分を特定できないので分類できない。

急性毒性（吸入:粉塵/ミスト）

(3-エトキシプロパン酸エチル)

急性毒性（吸入:粉末） : データなし。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

(3-エトキシプロパン酸エチル)

モルモットに24時間、閉塞適用した試験で、軽度の刺激性 (slightly irritating) (IUCLID (2000))であり、反復適用 (10日間に9回)しても刺激反応増強の程度は軽度であった (IUCLID (2000))との報告に基づき、JIS分類の区分外(国連分類基準の区分3)とした。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

(3-エトキシプロパン酸エチル)

ウサギ3匹を用いた試験で全例に軽度の刺激性 (slight irritation) が観察されたことから区分2Bとした。なお、この試験で角膜または付属器でのフルオレセイン染色は見られなかった (IUCLID (2000))との記載がある。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

(3-エトキシプロパン酸エチル)

皮膚感作性 : データ不足。なお、モルモットを用いた皮膚感作性試験 (Freund's complete adjuvant test) で感作性なし (not sensitizing) との報告 (IUCLID (2000))があるが、List 2のデータで、かつOECDで承認された試験方法ではないので、「分類できない」とした。

呼吸器感作性 : データなし。

生殖細胞変異原性

(3-エトキシプロパン酸エチル)

in vivo の試験データがなく分類できない。なお、in vitro 変異原性試験としてエームス試験で陰性 (IUCLID (2000))、CHO 細胞を用いた染色体異常試験で陰性 (HPVIS (2010)) の報告がある。

発がん性

(3-エトキシプロパン酸エチル)

データなし。

生殖毒性

(3-エトキシプロパン酸エチル)

ラットおよびウサギの器官形成期に吸入投与した試験 (OECD TG 414; GLP) において、母動物が摂餌量の低下、体重増加抑制などの一般毒性を示した高用量群で、ラットでは軽微な内臓変化や骨変異発生率の僅かな増加に加え、第 14 肋骨痕跡の増加が見られたが、両動物種とも催奇形性はなく、また、胎仔毒性の証拠も見出されなかった (HPVIS (2010)) と報告されている。しかし、親動物の性機能および生殖能に対する影響については不明のため、データ不足で「分類できない」とした。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

(3-エトキシプロパン酸エチル)

ラットに 5000 mg/kg を経口投与後の脱力および運動失調の症状 (IUCLID (2000))、ラットに 1000 ppm を吸入ばく露による嗜眠、耳介および探索反射の低下の症状 (IUCLID (2000)) に基づき、区分 3 (麻酔作用) とした。なお、いずれの経路とも剖検所見としてばく露に関連する変化は観察されていない。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

(3-エトキシプロパン酸エチル)

ラットに 90 日間の蒸気吸入ばく露による試験で、高濃度群で体重増加抑制、流涙や嗜眠などの症状、血清生化学検査値の変化が観察されたが、ばく露に関連する病理組織学的所見は見出されず、NOAEL はガイダンス値範囲の上限 (1 mg/L/day) を上回る 1.49 mg/L/day (250 ppm) と報告されている (HPVIS (2010)) ことから、吸入経路では区分外に相当する。また、ラットに 28 日間の経口投与による試験では、唯一の影響として 1000 mg/kg/day で血清酵素 (AST および SDH) およびクレアチニン濃度の増加が観察された (HPVIS (2010)) が、関連する病理組織学的所見は見出されず、1000 mg/kg/day (90 日換算値: 311 mg/kg/day) で重大な毒性の発現は認められなかったことになり、ガイダンス値範囲の上限 (100 mg/kg/day) を超えるので、吸入経路でも区分外に相当する。しかし、経皮投与の場合はデータがなく、その影響について不明であるため、特定標的臓器毒性 (反復暴露) の分類としては「分類できない」とした。

吸引性呼吸器有害性

(3-エトキシプロパン酸エチル)

データなし。

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)

(3-エトキシプロパン酸エチル)

藻類、甲殻類及び魚類において 100 mg/L (設定濃度) で急性毒性が報告されていない(環境省生態影響試験, 2006) ことから、区分外とした。

LC50 魚 1 : 62 mg/l (Exposure time: 96 h - Species: Pimephales promelas [static])

EC50 ミジンコ 1 : 970 mg/l (Exposure time: 48 h - Species: Daphnia magna)

水生環境有害性(長期間)

(3-エトキシプロパン酸エチル)

慢性毒性データを用いた場合、急速分解性データが得られていないが、藻類 (Pseudokirchneriella subcapitata) の 72 時間 NOEC = 86mg/L (環境省生態影響試験, 2006) であることから、区分外となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、難水溶性では

なく(水溶解度=55500mg/L、PHYSPROP Database 2012)、甲殻類及び魚類において100 mg/L(設定濃度)で急性毒性が報告されていない(環境省生態影響試験, 2006)ことから、区分外となる。以上の結果から、区分外とした。

NOEC 藻類 慢性 : 86 mg/l

残留性・分解性 : データなし
 生体蓄積性 : データなし
 生態系 - 土壌 : データなし
 オゾン層への有害性 : データなし

13. 廃棄上の注意

廃棄方法 : 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。
 この製品、容器は適法な設備、方法で処理するか、もしくは正式認可を得た処理業者に内容を明確に開示して処理を委託する。

14. 輸送情報

国連番号/国連分類

国際規制

国連番号 : 1993
 正式品名 : その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)
 輸送危険物分類 : 3 - 引火性液体類
 容器等級 : III

国内規制

緊急時応急措置指針番号 : 128
 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
 その他の情報 : 運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法 : 非該当
 労働安全衛生法 : 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) : 非該当
 消防法 : 第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
 大気汚染防止法 : 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
 船舶安全法 : 引火性液体類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
 航空法 : 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
 海洋汚染防止法 : 油性混合物(施行規則第2条の2)
 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))
 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
 3-エトキシプロパン酸エチル
 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
 外国為替及び外国貿易法 : 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」
 3-エトキシプロパン酸エチル
 輸出貿易管理令別表第1の16の項
 3-エトキシプロパン酸エチル

	輸出貿易管理令別表第2（輸出の承認） 3-エトキシプロパン酸エチル
港則法	: その他の危険物・引火性液体類（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	: 車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2） 3-エトキシプロパン酸エチル
特定有害廃棄物輸出入規制法 （バーゼル法）	: 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの（平10三省告示1号） 3-エトキシプロパン酸エチル

16. その他の情報

免責条項

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。